

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

73

### 規則（教）

- 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則……………一
- 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則……………二
- 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………二
- 学校職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則……………二
- 学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則……………三

### 規程（文）

- 東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規程……………三
- 東京都交通局企業職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規程……………四
- 東京都交通局企業職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規程……………四
- 東京都交通局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則の一部を改正する規程……………四
- 東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規程……………五
- 東京都水道局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則の一部を改正する規程……………五
- 東京都水道局職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規程……………六

### 規程（下水）

- 東京都水道局職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規程……………六
- 東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規程……………六
- 東京都下水道局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則の一部を改正する規程……………七
- 東京都下水道局企業職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規程……………七
- 東京都下水道局企業職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規程……………八

### 規則（教）

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年九月二十日

東京都教育委員会

#### ●東京都教育委員会規則第五十一号

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和四十九年東京都教育委員会規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第二項第五号中「よる育児休業」の下に「（次に掲げる育児休業を除く。）」を加え、同号に次のように加える。

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例（平成四年東京都条例第十号。以下「育児休業条例」という。）第三条の二に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

ロ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

附則

この規則は、令和四年十月一日から施行し、この規則による改正後の都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の規定は、同年六月二日から適用する。

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年九月二十日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第五十二号

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成十九年東京都教育委員会規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項第五号中「よる育児休業」の下に「（次に掲げる育児休業を除く。）」を加え、同号に次のように加える。

- イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例（平成四年東京都条例第十号。以下「育児休業条例」という。）第三条の二に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業
- ロ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

附則

この規則は、令和四年十月一日から施行し、この規則による改正後の都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の規定は、同年六月二日から適用する。

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年九月二十日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第五十三号

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の二第二項中「後八週間」を「以後一年」に改める。

附則

1 この規則は、令和四年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第二十三条の二（都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和四十九年東京都教育委員会規則第二十四号）第十八条の二第一項第二号、都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成十九年東京都教育委員会規則第六十号）第二十一条第二号及び東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第九号）第二十条の三において準用する場合を含む。）に規定する育児参加休暇の請求等は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

学校職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年九月二十日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第五十四号

学校職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の期末手当に関する規則（昭和四十三年東京都教育委員会規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第六号中「よる育児休業」の下に「（次に掲げる育児休業を除く。）」を加え、同号に次のように加える。

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例（平成四年東京都条例第十号。以下「育児休業条例」という。）第三条の二に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

ロ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

附則

この規則は、令和四年十月一日から施行し、この規則による改正後の学校職員の期末手当に関する規則の規定は、同年六月二日から適用する。

学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年九月二十日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第五十五号

学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年東京都教育委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の三第二項第四号中「よる育児休業」の下に「（次に掲げる育児休業を除く。）」を加え、「（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である職員を除く。）」を削り、同号に次のように加える。

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例（平成四年東京都条例第十号。以下「育児休業条例」という。）第三条の二に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

下である育児休業

ロ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

附則

この規則は、令和四年十月一日から施行し、この規則による改正後の学校職員の勤勉手当に関する規則の規定は、同年六月二日から適用する。

規程（交）

●交通局規程第五十号

東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年九月二十日

東京都交通局長 武 市 玲 子

東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成七年交通局規程第十四号）の一部を次のように改正する。

第二十二條の二第二項中「後八週間」を「以後一年」に改める。

附則

1 この規程は、令和四年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規程による改正後の東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第二十二條の二（東京都交通局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成二十七年交通局規程第七号）第十九條の三において準用する場合を含む。）に規定する育児参加休暇の請求等は、この規程の施行の日前においても行うことができる。

●交通局規程第五十一号

東京都交通局企業職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年九月二十日

東京都交通局長 武 市 玲 子

東京都交通局企業職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局企業職員の期末手当に関する規程（昭和四十九年交通局規程第四十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第六号中「よる育児休業」の下に「（次に掲げる育児休業を除く。）」を加え、同号に次のように加える。

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例（平成四年東京都条例第十号。以下「育児休業条例」という。）第三条の二に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

ロ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

附 則

この規程は、令和四年十月一日から施行し、この規程による改正後の東京都交通局企業職員の期末手当に関する規程の規定は、同年六月二日から適用する。

●交通局規程第五十二号

東京都交通局企業職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年九月二十日

東京都交通局長 武 市 玲 子

東京都交通局企業職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局企業職員の勤勉手当に関する規程（昭和五十四年交通局規程第十八号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第二項第四号中「よる育児休業」の下に「（次に掲げる育児休業を除く。）」を加え、「（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である職員を除く。）」を削り、同号に次のように加える。

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例（平成四年東京都条例第十号。以下「育児休業条例」という。）第三条の二に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

ロ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

附 則

この規程は、令和四年十月一日から施行し、この規程による改正後の東京都交通局企業職員の勤勉手当に関する規程の規定は、同年六月二日から適用する。

●交通局規程第五十三号

東京都交通局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年九月二十日

東京都交通局長 武 市 玲 子

東京都交通局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程（平成二十七年交通局規程第九号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第五号中「よる育児休業」の下に「（次に掲げる育児休業を除く。）」を加え、同号に次のように加える。

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例（平成四年東京都条例第十号。以下「育児休業条例」という。）第三条の二に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

ロ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

附則

この規程は、令和四年十月一日から施行し、この規程による改正後の東京都交通局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程の規定は、同年六月二日から適用する。

### 規程（水）

#### ●東京都水道局管理規程第二十七号

東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年九月二十日

東京都水道局長 古谷 ひろみ

東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成七年東京都水道局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の二第二項中「後八週間」を「以後二年」に改める。

附則

1 この規程は、令和四年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規程による改正後の東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第二十六条の二（東京都水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成二十七年東京都水道局管理規程第六号）第十八条の三において準用する場合を含む。）に規定する育児参加休暇の請求等は、この規程の施行の日前においても行うことができる。

#### ●東京都水道局管理規程第二十八号

東京都水道局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年九月二十日

東京都水道局長 古谷 ひろみ

東京都水道局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程（平成二十七年東京都水道局管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項第五号中「よる育児休業」の下に「（次に掲げる育児休業を除く。）」を加え、同号に次のように加える。

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例（平成四年東京都条例第十号。以下「育児休業条例」という。）第三条の二に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

ロ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の

承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業  
附則

この規程は、令和四年十月一日から施行し、この規程による改正後の東京都水道局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程の規定は、同年六月二日から適用する。

●東京都水道局管理規程第二十九号

東京都水道局職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
令和四年九月二十日

東京都水道局長 古谷 ひろみ

東京都水道局職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の期末手当に関する規程（昭和四十七年東京都水道局管理規程第二十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第六号中「よる育児休業」の下に「（次に掲げる育児休業を除く。）」を加え、同号に次のように加える。

- イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例（平成四年東京都条例第十号。以下「育児休業条例」という。）第三条の二に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業
- ロ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

附則

この規程は、令和四年十月一日から施行し、この規程による改正後の東京都水道局職員の期末手当に関する規程の規定は、同年六月二日から適用する。

●東京都水道局管理規程第三十号

東京都水道局職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
令和四年九月二十日

東京都水道局長 古谷 ひろみ

東京都水道局職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の勤勉手当に関する規程（昭和五十四年東京都水道局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第四条の三第二項第四号中「よる育児休業」の下に「（次に掲げる育児休業を除く。）」を加え、「（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である職員を除く。）」を削り、同号に次のように加える。

- イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例（平成四年東京都条例第十号。以下「育児休業条例」という。）第三条の二に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業
- ロ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

附則

この規程は、令和四年十月一日から施行し、この規程による改正後の東京都水道局職員の勤勉手当に関する規程の規定は、同年六月二日から適用する。

規程（下水）

●東京都下水道局管理規程第二十七号

東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

程を次のように定める。

令和四年九月二十日

東京都下水道局長 奥 山 宏 二

東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を  
改正する規程

東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成七年東京都下水道局管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の二第二項中「後八週間」を「以後二年」に改める。

附 則

1 この規程は、令和四年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規程による改正後の東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第二十六条の二（東京都下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成二十七年東京都下水道局管理規程第七号）第十九条の三において準用する場合を含む。）に規定する育児参加休暇の請求等は、この規程の施行の日前においても行うことができる。

●東京都下水道局管理規程第二十八号

東京都下水道局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年九月二十日

東京都下水道局長 奥 山 宏 二

東京都下水道局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程の  
一部を改正する規程

東京都下水道局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程（平成二十七年東京都下水道局管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項第五号中「よる育児休業」の下に「（次に掲げる育児休業を除く。）」を加え、同号に次のように加える。

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例（平成四年東京都条例第十号。以下「育児休業条例」という。）第三条の二に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

下である育児休業

ロ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

附 則

この規程は、令和四年十月一日から施行し、この規程による改正後の東京都下水道局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程の規定は、同年六月二日から適用する。

●東京都下水道局管理規程第二十九号

東京都下水道局企業職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年九月二十日

東京都下水道局長 奥 山 宏 二

東京都下水道局企業職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局企業職員の期末手当に関する規程（昭和四十七年東京都下水道局管理規程第三十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第六号中「よる育児休業」の下に「（次に掲げる育児休業を除く。）」を加え、同号に次のように加える。

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例（平成四年東京都条例第十号。以下「育児休業条例」という。）第三条の二に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

下である育児休業

ロ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

附則

この規程は、令和四年十月一日から施行し、この規程による改正後の東京都下水道局企業職員の期末手当に関する規程の規定は、同年六月二日から適用する。

●東京都下水道局管理規程第三十号

東京都下水道局企業職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年九月二十日

東京都下水道局長 奥山 宏 二

東京都下水道局企業職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局企業職員の勤勉手当に関する規程（昭和五十四年東京都下水道局管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第四条の三第二項第四号中「よる育児休業」の下に「（次に掲げる育児休業を除く。）」を加え、「（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である職員を除く。）」を削り、同号に次のように加える。

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例（平成四年東京都条例第十号。以下「育児休業条例」という。）第三条の二に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

ロ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の

承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

附則

この規程は、令和四年十月一日から施行し、この規程による改正後の東京都下水道局企業職員の勤勉手当に関する規程の規定は、同年六月二日から適用する。

行 東 京 都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定 価

本号  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

